５．特定生産性向上設備等投資計画の投資利益率及び取得等をする設備の取得価額の合計額

①投資利益率 ②取得等をする設備の取得価額の合計額

６．特定生産性向上設備等投資計画に係る経営の方針の決議又は決定の過程

７．特定生産性向上設備等投資計画の実施に必要な資金の使途及び調達方法

８．　特定生産性向上設備等投資計画が経済産業大臣が定める日より前に策定の決議又は決定がされた投資計画を変更したものである場合には、経済産業大臣が定める基準等への該当性

（備考）

１．申請者が個人事業主の場合には名称及び法人番号の記載は不要とする。

２．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

３．経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第６条第２項各号に掲げる書類及び同条第３項の規定による経済産業大臣の求めに応じ、必要な書類を添付すること。

（記載要領）

１．特定生産性向上設備等の確認を受けようとする設備の導入の目的

特定生産性向上設備等を導入することの目的（新製品の生産、新サービスの提供、既存製品の製造能力の強化、生産拠点の刷新・大幅な効率化等）を記載する。

２．特定生産性向上設備等の確認を受けようとする設備の導入を行う場所の住所

特定生産性向上設備等の確認を受けようとする設備の導入を行う場所の住所を記載する。

３．導入を行おうとする設備の内容、導入を行う予定の時期及び特定生産性向上設備等投資計画の実施期間

第６条第２項第２号に掲げる書類に記載された特定生産性向上設備等の確認を受けようとする設備の内容、導入を行う予定の時期及び特定生産性向上設備等投資計画の実施期間を記載する。

４．特定生産性向上設備等投資計画の投資利益率及び取得等をする設備の取得価額の合計額

第６条第２項第２号に掲げる書類に記載された投資利益率及び取得等をする設備の取得価額の合計額を記載する。

５．特定生産性向上設備等投資計画に係る経営の方針の決議又は決定の過程

特定生産性向上設備等投資計画に係る経営の方針の決議又は決定の過程の概要を記載する。

６．特定生産性向上設備等投資計画の実施に必要な資金の使途及び調達方法

特定生産性向上設備等投資計画の実施に必要な資金の使途及びその調達方法について概要を記載する。

７．特定生産性向上設備等投資計画が経済産業大臣が定める日より前に策定の決議又は決定がされた投資計画を変更したものである場合には、経済産業大臣が定める基準等への該当性

特定生産性向上設備等投資計画が経済産業大臣が定める日より前に策定の決議又は決定がされた投資計画を変更したものである場合には、その変更の決議又は決定が同日以後にされたものであることその他経済産業大臣が定める基準への該当性を記載する。

様式第二（第６条の２第１項関係）

特定生産性向上設備等の確認書

年　　月　　日

殿

経済産業大臣　　名

年　　月　　日付けで申請のあった特定生産性向上設備等の確認について、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第６条の２第１項の規定に基づき、申請者が同令第６条第２項第５号から第７号までに規定するものであること及び同令第６条の４各号に掲げる基準のいずれにも該当するものであることの確認をします。

記

１．確認をした年月日

２．申請者の名称及び代表者の氏名

３．申請者の住所

４．特定生産性向上設備等の内容

（備考）

１．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

２．申請のあった確認申請書及び添付書類の写しを添付する。